

福 県 歯 発 第 2 1 4 2 号
令 和 4 年 1 月 1 8 日
(医 療 管 理 部 扱 い)

郡市区歯科医師会長 殿

福岡県歯科医師会長
大 山 茂

医療従事者における濃厚接触者の待機期間短縮について

標記の件につきまして、県庁からの通知文書に基づき県歯ホームページ（会員ページ）にてご案内しておりますので、貴職からも会員へのご周知方をお願いいたします。

また、県庁からの関係文書につきまして下記の通り添付しておりますので、併せてお目通しの程よろしくお願いいたします。

なお、資料内にあります「PCR検査または抗原検査」につきましては、厚生労働省で承認された製品の選定が必要となりますので、厚生労働省ホームページ内の該当ページによりご確認の上、ご使用いただきますようお願いいたします。

記

1. 県歯ホームページ掲載場所

会員ページ／お知らせ／2022年1月18日

「医療従事者（歯科医療従事者を含む）における濃厚接触者の待機期間短縮について」

2. 添付資料

別紙1：県庁通知文書：「オミクロン株の流行を踏まえた濃厚接触者の待機期間短縮について」に関する周知について

別紙2：県庁メール通知：医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

別紙3：厚労省通知（都道府県宛）：医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について【別紙2－添付1】

別紙4：厚労省通知（都道府県宛）：新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について【別紙1－添付1、別紙2－添付2】

別紙5：県庁資料：オミクロン株の流行を踏まえた濃厚接触者の待機期間短縮について
【別紙1－添付2、別紙2－添付3】

別紙6：新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報

<参考> 厚生労働省ホームページURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

公印省略

3 保 総 第 2 4 8 8 号
令和 4 年 1 月 1 7 日

一般社団法人福岡県歯科医師会長 殿

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課長

「オミクロン株の流行を踏まえた濃厚接触者の待機期間短縮について」
に関する周知について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県の新規陽性者数はこのところ急速に増加しておりますが、令和 4 年 1 月 1 4 日に、国から通知が発出され、オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間が 1 4 日間から 1 0 日間に短縮されました。

また、本県では、さらなる感染拡大時においても社会機能の維持と感染拡大防止を両立できるよう、「社会機能を維持するために必要な事業に従事する方」については、事業者の費用負担により、PCR 検査等で陰性を確認することにより、最短 6 日間に短縮できる取り扱いを開始しています。

詳細は別添記者提供資料のとおりとなりますが、これらの取り扱いにつきまして、関係団体などへのご周知をお願いいたします。

<添付資料>

添付 1 ・令和 4 年 1 月 5 日（令和 4 年 1 月 14 日一部改正）国事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

添付 2 ・令和 4 年 1 月 1 5 日県記者提供資料
「オミクロン株の流行を踏まえた濃厚接触者の待機期間短縮について」



福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課
企画係 安川
電話番号 : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 3 8
ファックス : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 4 1

Subject: 【情報提供】医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について
From: [REDACTED]
Date: 2022/01/17 18:35
To: fda@fdanet.or.jp
CC: [REDACTED]

福岡県歯科医師会 事務局 御中

平素より大変お世話になっております。県対策本部の西田と申します。

貴会よりお問い合わせのありました標記医療従事者の取扱いに関する厚労省の事務連絡を参考までにお送りいたします。

本事務連絡の趣旨からは、医療従事者に歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等を含めることが適切であると考えます（医療機関の受診は不要不急の外出自粛の対象外とされているため）。

したがって、添付の事務連絡に示された要件を満たすことで業務に従事することが可能です。

また、最終曝露の日から6日目以降の業務従事に関しては、1月14日付け事務連絡（県の記者発表資料も添付しています）により対応することとなりますので、内容について併せて確認をお願いいたします。

なお、オミクロン株では潜伏期間が3日程度であることが示されていること及び発症までの期間リスク※を踏まえ、医療機関の管理者において、当該濃厚接触者である医療従事者を業務に従事させるか否かの判断をする必要があることにご留意くださいませ。

※発症までの期間リスク

【オミクロン株の潜伏期間】

- ・ 中央値：2.9日（95%信頼区間：2.5-3.2日）
- ・ 感染曝露から95%の者が発症するまでの期間：7.1日

～以下、事務連絡より抜粋～

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の後14日間経過した後に、新型コロナウイルス、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生 等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症発生していなかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から14日間であること。
- 検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和3年5月10日付け



事務連絡) のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきいるところであり、原則として行政検査として実施することが望ましい。

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
疫学調査班 [REDACTED]

TEL 092-643-3268

FAX 092-643-3698

電子メール [REDACTED]

—添付ファイル:—

添付1	20210818 医療従事者である濃厚◆厚接触者に対する外出自粛◆要請への対応について.pdf	496 KB
添付2	20220114 【事務連絡】新型コロナウイルス感染症の感染◆急拡大が確認された場合の◆対応について.pdf	480 KB
添付3	R04.01.15 (01-03結合) 濃厚接触者であるエッセンシャルワーカーの待機期間短縮.pdf	648 KB

事務連絡

令和 3 年 8 月 13 日

(令和 3 年 8 月 18 日一部改正)

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について(改訂部分は下線部分)

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願ひしている¹。

今般、東京都をはじめ感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることといたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

記

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを 2 回接種済みで、2 回目の接種後 14 日間経過した

¹ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021 年 1 月 8 日暫定版）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット²）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から14日間であること。
- 検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和3年5月10日付け事務連絡）³のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきているところであり⁴原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上

² 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>
記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

⁴ 「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

事務連絡

令和 4 年 1 月 5 日

令和 4 年 1 月 14 日一部改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和 3 年 11 月 30 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和 3 年 11 月 30 日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について追記しましたので、内容を御了知の上、御対応をお願いいたします。なお、4. の濃厚接触者の取扱いについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と協議済みであることを申し添えます。

（主な改正箇所は**太字下線**）

記

1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
- ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療

等（※）ができる体制を確立していること

- ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること
- ※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下（※）、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率（確保病床数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率（確保居室数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

<自治体における対応>

①令和3年11月30日付け事務連絡のI. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。

②令和3年11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等の濃厚接触者（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること（連絡先は下記の通り）。

(連絡先)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

Email: variants@mhlw.go.jp

4. B.1.1.529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について

2. の対応を行うこととした自治体については、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が 70%以上となったことを目安として、以下の対応を行うことが可能であること。

<変異株 PCR 検査及びゲノム解析の取扱い>

・変異株 PCR 検査については、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の発生・置換わりの状況を迅速に把握することを目的として実施してきたが、上記状況に鑑み、陽性検体全てではなく、患者数の 5～10%程度の L452R 変異株 PCR 検査やゲノム解析の実施を行う取扱いとすること。

※ただし、新規感染者数が 15 人/10 万人未満の自治体においては、引き続き変異株 PCR 検査の実施率を可能な限り高めていただくようお願いします。

<B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の取扱い>

・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を、原則として、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うこと。

・上記の検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。

※現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

(注) 上記の検査陽性者の退院基準・療養解除基準

現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚

生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき、対応する。

<濃厚接触者の取扱い>

- ・ 上記の検査陽性者の濃厚接触者を、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこと。
- ・ 上記により B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から 10 日間とする。
- ・ ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、10 日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
 - （1）社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
 - （2）無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
 - （3）検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）から 6 日目、抗原定性検査キットを用いる場合は 6 日目と 7 日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
 - （4）いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
 - （5）待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・L Pガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・ 理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

1 使用にあたって

- ① **あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施**します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

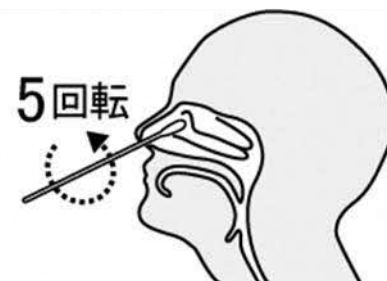
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② **鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査**を行います。

- ・鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf

令和4年1月15日

ひとりひとりの行動が
福岡を救う。日本を救う。

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
 (保健医療介護部がん感染症疾病対策課)
 担当:西田、馬場
 内線:3323(疫学調査担当)
 直通:092-643-3268

オミクロン株の流行を踏まえた濃厚接触者の待機期間短縮について
 ~ 一定の要件の下、濃厚接触者の待機期間が最短6日間に短縮されます ~

- 本県の新規陽性者数はこのところ急速に増加しており、その8割以上はオミクロン株に置き換わっていると考えられます(注)。今後、さらに置き換わりが進むことが予想されるため、オミクロン株に関する科学的知見を踏まえた対応への切替えが求められます。
- 昨日、国の通知が発出され、オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間が14日間から10日間に短縮されました。また、本県では、さらなる感染拡大時においても社会機能の維持と感染拡大防止を両立できるよう、「社会機能を維持するために必要な事業に従事する方」については、PCR検査等で陰性を確認することにより、最短6日間に短縮できる取扱いを開始します。
- 対象業種の事業者の皆様におかれては、濃厚接触者となった従業員の方の業務への従事が事業継続に必要な場合には、上記の取扱いの活用も御検討ください。

1 概要(別紙1参照)

- 今後、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者は原則としてオミクロン株の陽性者として取り扱い、その濃厚接触者については、待機期間を10日間とする。
- 社会機能を維持するために必要な事業に従事する方に限り、
 - ① 無症状
 - ② PCR検査または抗原定量検査であれば陽性者と最後に接触した日から6日目、抗原定性検査であれば6日目と7日目に検査を実施
 - ③ 陰性が確認された場合
 には、10日を待たずに待機を解除できる。

2 対象業種




- 国の基本的対処方針に記載されている「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」(別紙2参照)

3 その他の留意事項

- 濃厚接触者となった方が業務に従事することが事業の継続に必要なこと。
- 検査は事業者の費用負担により行うこと。
- 検査の結果、陽性が確認された場合、事業者は対象者に医療機関の受診を促すこと。
- 10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできるだけ控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう対象者に説明すること。

注)変異株PCR検査によるオミクロン株疑いの割合=81.6%(R4年1月3日~9日)

濃厚接触者の取扱い

待機期間		10日間（※これまでは14日）		
		陽性者と最後に接触した日からの日数		
		0日～5日	6日～10日	11日～
1	医療従事者 	<ul style="list-style-type: none"> • 毎日の検査で陰性を確認 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">待機解除(部分的)</div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; float: right;">今回見直し</div> <ul style="list-style-type: none"> • 6日目のPCR検査または抗原定量検査で陰性を確認 • 6日目と7日目の抗原定性検査で陰性を確認 	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; float: right;">今回見直し</div>
2	社会機能維持者 	待機	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">待機解除(部分的)</div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">待機解除</div>
3	その他 		待機	

1. 医療体制の維持に関わる事業者

- 全ての医療関係者

※ 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続に関わる事業者

- 高齢者、障害者等、特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)

※ 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保に関わる事業者

- 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持に関わる事業者

- 社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(託児所等)

5. その他

- 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているもの
- 医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等(飲食店を含む)

新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報

更新日：令和3年12月23日

1. 核酸増幅法

No.	品目名	製造販売業者名	検査法	承認日	審査概要
1	2019-nCoV 検出蛍光リアルタイムRT-PCR キット	シスメックス株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年3月27日	審査概要
2	Loopamp新型コロナウイルス2019 (SARS-CoV-2) 検出試薬キット	栄研化学株式会社	核酸増幅法 (LAMP法)	令和2年3月31日	審査概要
3	コバス SARS-CoV-2	ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年4月7日	審査概要
4	TaqPath 新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) リアルタイムPCR検出キット	ライフテクノロジーズジャパン株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年4月20日	審査概要
5	Xpert Xpress SARS-CoV-2「セフィエド」	ベックマン・コールター株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年5月8日	審査概要
6	MEBRIGHT SARS-CoV-2キット	株式会社医学生物学研究所	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年5月21日	審査概要
7	FilmArray 呼吸器パネル 2.1	ビオメリュー・ジャパン株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年6月2日	審査概要
8	ジーンキューブ SARS-CoV-2	東洋紡株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年7月2日	審査概要
9	2019新型コロナウイルス RNA 検出試薬 TRCReady SARS-CoV-2	東ソー株式会社	核酸増幅法 (TRC法)	令和2年7月31日	審査概要
10	SmartAmp新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)検出試薬キット	株式会社ダナフォーム	核酸増幅法 (SmartAmp法)	令和2年8月17日	審査概要
11	SARSコロナウイルス核酸キット アプティマ SARS-CoV-2	ホロジック株式会社	核酸増幅法 (TMA法)	令和2年8月18日	審査概要
12	Ampdirect 2019-nCoV検出キット	株式会社島津製作所	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年9月8日	審査概要
13	アイデンシーパック SARS-CoV-2	株式会社アークレイファクトリー	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年9月8日	審査概要
14	ID NOW 新型コロナウイルス2019	アボット ダイアグノスティックス メディカル株式会社	等温核酸増幅法	令和2年10月20日	審査概要
15	ジーンキューブHQ SARS-CoV-2	東洋紡株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年10月23日	審査概要

16	SGNP nCoV/Flu PCR検出キット	株式会社スティックスバイオテック	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年10月23日	審査概要
17	Takara SARS-CoV-2 ダイレクトPCR検出キット	タカラバイオ株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年10月27日	審査概要
18	コバス SARS-CoV-2 & Flu A/B	ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年11月13日	審査概要
19	Illumina COVIDSeq テスト	イルミナ株式会社	次世代シーケンシング法	令和2年12月8日	審査概要
20	TaqPath SARS-CoV-2 リアルタイムPCR検出キット HT	ライフテクノロジーズジャパン株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和2年12月17日	審査概要
21	2019 新型コロナウイルス RNA 検出試薬 TRCReady SARS CoV 2 i	東ソー株式会社	核酸増幅法 (TRC法)	令和3年1月19日	審査概要
22	Simprova 呼吸器ウイルスパネル SARS-CoV-2	栄研化学株式会社	核酸増幅法 (LAMP法)	令和3年2月15日	審査概要
23	Takara SARS-CoV-2 & Flu ダイレクトPCR検出試薬キット	タカラバイオ株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年2月15日	審査概要
24	スマートジーン SARS-CoV-2	株式会社 ミズホメディー	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年2月18日	審査概要
25	Alinity m システム SARS-CoV-2	アボットジャパン合同会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年2月24日	審査概要
26	コバスLiat SARS-CoV-2 & Flu A/B	ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年3月12日	審査概要
27	Xpert Xpress SARS-CoV-2/Flu 「セフィエド」	ベックマン・コールター株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年4月14日	審査概要
28	DetectAmp SARS-CoV-2 RT-PCRキット	シスメックス株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年4月14日	審査概要
29	DELBio Dagene G1 新型コロナウイルス検出試薬キット	デルタ電子株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年5月27日	審査概要
30	SGNP nCoV PCR 検出キット	スティックスバイオテック株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年5月27日	審査概要
31	スイフトジーンSARS-CoV-2 「カイノス」	株式会社カイノス	等温核酸増幅法	令和3年5月31日	審査概要
32	TRexGene SARS-CoV-2検出キット	東洋紡株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年6月3日	審査概要
33	エリートMGB SARS-CoV-2 PCR検出キット	プレジジョン・システム・サイエンス株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年6月21日	審査概要
34	カネカ Direct RT-PCR キット SARS-CoV-2	株式会社カネカ	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年6月25日	審査概要
35	FTD SARS-CoV-2キット	シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティックス株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年11月17日	審査概要
36	ミュータスワコーSARS-CoV-2	富士フイルム和光純薬株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年11月30日	審査概要
37	J-Bio 迅速PCRキット SARS-CoV-2	日本バイオテクノファーマ株式会社	核酸増幅法 (RT-PCR法)	令和3年12月23日	審査概要

2. 抗原検査法

No.	品目名	製造販売業者名	検査法	承認日	審査概要
1	エスプライン SARS-CoV-2	富士レビオ株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和2年5月13日	審査概要
2	ルミパルス SARS-CoV-2 Ag	富士レビオ株式会社	抗原検査法 (定量)	令和2年6月19日	審査概要
3	クイックナビ-COVID19 Ag	デンカ株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和2年8月11日	審査概要
4	イムノエース SARS-CoV-2 キャピリア SARS-CoV-2	株式会社タウンズ	抗原検査法 (簡易キット)	令和2年10月13日	審査概要
5	ルミパルスプレスト SARS-CoV-2	富士レビオ株式会社	抗原検査法 (定量)	令和2年10月16日	審査概要
6	HISCL SARS-CoV-2 Ag 試薬	シスメックス株式会社	抗原検査法 (定量)	令和2年11月10日	審査概要
7	SARSコロナウイルス抗原 キット Rapiim SARS-CoV-2-NPRT-C2N01A	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	抗原検査法 (定性)	令和2年12月8日	審査概要
8	ルミラ・SARS-CoV-2 Ag テストストリップ	ルミラ・ダイアグノスティクス・ジャパン株式会社	抗原検査法 (定性)	令和3年1月19日	審査概要
9	Panbio COVID-19 Antigen ラピッドテスト	アボット ダイアグノスティクス メディカル株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年1月22日	審査概要
10	BD ベリター SARS-CoV-2 コロナウイルス抗原キット	日本ベクトン・ディッキンソン株式会社	抗原検査法 (定性)	令和3年1月26日	審査概要
11	プロラスト SARS-CoV-2 Ag アドテスト SARS-CoV-2	アドテック株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年1月29日	審査概要
12	SARS-CoV-2 ラピッド抗原 テスト	ロシュ・ダイアグノスティクス株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年2月9日	審査概要
13	富士ドライケム IMMUNO AG ハンディ COVID-19 Ag	富士フイルム株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年2月15日	審査概要
14	Sofia アナライザー用 SARS-CoV-2 FIA	Quidel Corporation	抗原検査法 (定性)	令和3年2月18日	審査概要
15	クイック チェイサー Auto SARS-CoV-2	株式会社 ミズホメディー	抗原検査法 (定性)	令和3年3月2日	審査概要
16	富士ドライケム IMMUNO AG カートリッジ COVID-19 Ag	株式会社 ミズホメディー	抗原検査法 (定性)	令和3年3月2日	審査概要
17	アルソニック COVID-19 Ag	アルフレッサファーマ株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年3月12日	審査概要
18	KBM ラインチェック n CoV (スティックタイプ)	コージンバイオ株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年3月17日	審査概要
19	エクルーシス試薬 SARS-CoV-2 Ag	ロシュ・ダイアグノスティクス株式会社	抗原検査法 (定量)	令和3年3月17日	審査概要

20	COVID-19 and Influenza A+B抗原コンボテスト「ニチレイバイオ」	株式会社ニチレイバイオサイエンス	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年4月14日	審査概要
21	イムノアロー SARS-CoV-2	東洋紡株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年5月12日	審査概要
22	ビトロス SARS-CoV-2抗原	オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス株式会社	抗原検査法 (定量)	令和3年5月12日	審査概要
23	チェックMR-COV19 ドゥーテストCOV19	ロート製薬株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年5月27日 令和3年10月11日	審査概要
24	ラピッドテスト SARS-CoV-2	積水メディカル株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年6月9日	審査概要
25	AFIAS COVID-19抗原テストカートリッジ	東京貿易メディシス株式会社	抗原検査法 (定性)	令和3年6月16日	審査概要
26	クイックナビ-Flu+COVID19 Ag	デンカ株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年6月16日	審査概要
27	スタンダードQ COVID-19 Ag	株式会社マルコム	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年8月13日	審査概要
28	エスプライン SARS-CoV-2&Flu A+B	富士レビオ株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年8月13日	審査概要
29	クオンパスCOVID-19 抗原検査キット	セルスペクト株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年9月14日	審査概要
30	イムノファイン SARS-CoV-2	株式会社ニチレイバイオサイエンス	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年9月14日	審査概要
31	AIA-パックCL SARS-CoV-2-Ag	東ソー株式会社	抗原検査法 (定量)	令和3年9月14日	審査概要
32	イムノエースSARS-CoV-2 II /キャピリアSARS-CoV-2 II	株式会社タウンズ	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年11月8日	審査概要
33	KBM ラインチェック nCoV/Flu	コージンバイオ株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年11月8日	審査概要
34	クイック チェイサー SARS-CoV-2/Flu	株式会社 ミズホメディー	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年11月17日	審査概要
35	クイック チェイサー SARS-CoV-2/Flu A,B	株式会社 ミズホメディー	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年11月17日	審査概要
36	アキュラシード SARS-CoV-2抗原	富士フイルム和光純薬株式会社	抗原検査法 (定量)	令和3年11月30日	審査概要

3. その他

No.	品目名	製造販売業者名	検査項目	承認日	審査概要
1	ルミパルス Flu-A&B	富士レビオ株式会社	A型インフルエンザウイルス及びB型インフルエンザウイルス	令和2年11月10日	審査概要
2	ジーンキューブ Flu A/B	東洋紡株式会社	A型インフルエ	令和2年12月21日	審査概要

			ンザウイルス及びB型インフルエンザウイルス	日	
3	ルミパルスプレスト Flu-A&B	富士レジオ株式会社	A型インフルエンザウイルス及びB型インフルエンザウイルス	令和2年12月22日	審査概要
4	HISCL IFN-λ3 試薬	シスメックス株式会社	IFN-λ3	令和2年12月22日	審査概要
5	Loopamp B型インフルエンザウイルス検出試薬キット	栄研化学株式会社	B型インフルエンザウイルス	令和3年2月2日	審査概要
6	Simprova呼吸器ウイルスパネルFluA	栄研化学株式会社	A型インフルエンザウイルス	令和3年2月15日	審査概要
7	Simprova呼吸器ウイルスパネルFluB	栄研化学株式会社	B型インフルエンザウイルス	令和3年2月15日	審査概要
8	HISCL インフルエンザ 試薬	シスメックス株式会社	A型インフルエンザウイルス及びB型インフルエンザウイルス	令和3年2月18日	審査概要
9	HISCL TARC 試薬	塩野義製薬株式会社	TARC (CCL17)	令和3年6月7日	審査概要
10	ケミルミIL6	シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社	IL-6	令和3年7月2日	審査概要
11	スマートジーン Flu A, B	株式会社 ミズホメディー	A型インフルエンザウイルス及びB型インフルエンザウイルス	令和3年11月30日	審査概要

ここに掲載された製品については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う当面の医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の承認審査に関する取扱いについて」（令和2年4月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医療機器審査管理課事務連絡）等に基づき、優先的な審査又は調査が行われたものとなります。

なお、「3. その他」に掲載された新型コロナウイルス感染症に関連した検査項目に用いられる体外診断用医薬品は、ここに掲載されている品目に限るものではありません。

（参考情報）

（1）各製品の添付文書については、PMDAの以下のページをご覧ください。

PMDAにおける新型コロナウイルス感染症対策に係る活動について

<https://www.pmda.go.jp/about-pmda/news-release/0012.html#2>

（1. 核酸増幅法の添付文書）

https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/ivdDetail/GeneralList/30200EZX00020000_A_01

（2. 抗原検査法の添付文書）

https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/ivdDetail/GeneralList/30200EZX00026000_A_01

(2) 臨床検体を用いた評価結果が取得された新型コロナウイルスの遺伝子検査方法については、以下のページをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019ncov/9492-2019-ncov-17.html>

(3) COVID-19病原体検査の指針（第4版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000788513.pdf>



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。